

### ③ 特別支援学校教諭問題の解答について（注意）

1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。（マークシート右上の記入方法を参照）消去は、プラスチック消しゴムで念入りに行うこと。
4. 名前の記入 フリガナ、名前を記入すること。
5. 教科名の記入 教科名に「特別支援学校教諭」と記入すること。
6. 受験番号の記入 受験番号欄に5けたの数で記入したのち、それをマークすること。
7. 解答の記入
  - ア. 小問の解答番号は1から39までの通し番号になっており、例えば、25番を 

25
----

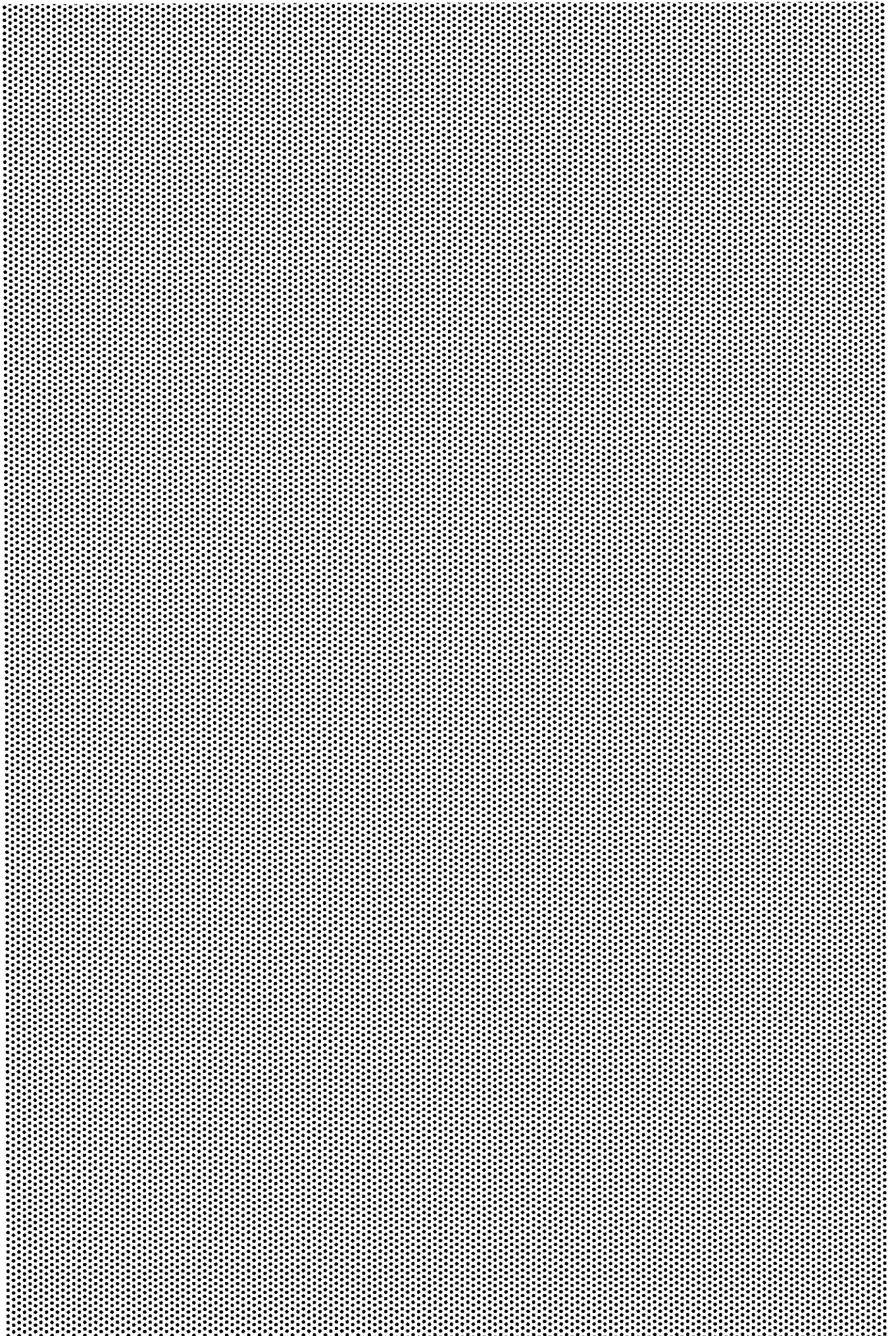
 のように表示してある。
  - イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りあるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
  - ウ. どの小問も、選択肢には①、②、③……の番号がついている。
  - エ. 各問いに対して一つずつマークすること。

（マークシート記入例）

フリガナ	コウベ タロウ		教科名	特別支援学校教諭
名前	神戸 太郎			

受験番号	解答記入欄	解答記入欄	解答
	1 - 25	26 - 50	51
1 2 3 4 0	1 0 2 3 4 5 6 7 8 9	26 0 2 3 4 5 6 7 8 9	51 0 2 3 4
0 0 0 0 0	2 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	27 0 2 3 4 5 6 7 8 9	52 0 2 3 4
0 0 0 0 0	3 0 2 3 4 5 6 7 8 9	28 0 2 3 4 5 6 7 8 9	53 0 2 3 4
0 0 0 0 0	4 0 2 3 4 5 6 7 8 9	29 0 2 3 4 5 6 7 8 9	54 0 2 3 4
0 0 0 0 0	5 0 2 3 4 5 6 7 8 9	30 0 2 3 4 5 6 7 8 9	55 0 2 3 4
0 0 0 0 0	6 0 2 3 4 5 6 7 8 9	31 0 2 3 4 5 6 7 8 9	56 0 2 3 4
0 0 0 0 0	7 0 2 3 4 5 6 7 8 9	32 0 2 3 4 5 6 7 8 9	57 0 2 3 4
0 0 0 0 0	8 0 2 3 4 5 6 7 8 9	33 0 2 3 4 5 6 7 8 9	58 0 2 3 4
0 0 0 0 0	9 0 2 3 4 5 6 7 8 9	34 0 2 3 4 5 6 7 8 9	59 0 2 3 4
0 0 0 0 0	10 0 2 3 4 5 6 7 8 9	35 0 2 3 4 5 6 7 8 9	60 0 2 3 4
0 0 0 0 0	11 0 2 3 4 5 6 7 8 9	36 0 2 3 4 5 6 7 8 9	61 0 2 3 4

数字で記入……



【1】 次の文は、学校教育法第72条の規定である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、(ア)又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に(イ)教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し(ウ)を図るために必要な知識(エ)を授けることを目的とする。

- |   |          |        |        |      |
|---|----------|--------|--------|------|
| ① | ア 発達障害者  | イ 準ずる  | ウ 社会参加 | エ 能力 |
| ② | ア 発達障害者  | イ 相当する | ウ 自立   | エ 能力 |
| ③ | ア 肢体不自由者 | イ 準ずる  | ウ 自立   | エ 技能 |
| ④ | ア 肢体不自由者 | イ 相当する | ウ 社会参加 | エ 能力 |
| ⑤ | ア 発達障害者  | イ 準ずる  | ウ 社会参加 | エ 技能 |

1

【2】 次のア～エは、文部科学省から出された障害のある子供に関する文書である。古い順に正しく並べられているものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ア 今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)
- イ 特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)
- ウ 学習障害児に対する指導について(報告)
- エ 21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～(最終報告)

- ① ウ→エ→ア→イ
- ② エ→ア→イ→ウ
- ③ エ→ウ→イ→ア
- ④ ウ→ア→イ→エ
- ⑤ エ→イ→ア→ウ

2

【3】 次の文は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会）の記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

「共生社会」とは、これまで必ずしも（ア）に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・（イ）していくことができる社会である。それは、誰もが相互に（ウ）と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える（エ）参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

- ① ア 十分    イ 寄与    ウ 人格    エ 相互
- ② ア 完全    イ 貢献    ウ 人権    エ 相互
- ③ ア 十分    イ 貢献    ウ 人格    エ 全員
- ④ ア 完全    イ 貢献    ウ 人格    エ 全員
- ⑤ ア 十分    イ 寄与    ウ 人権    エ 全員

3

【4】 次のア～エの文は、「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月 文部科学省）の内容に関する記述である。内容の正誤の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

ア 長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進める。

イ 特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図る。

ウ 学校は、障害といじめや不登校などの生徒指導上の諸問題とを関係づけることがないように留意する必要がある。

エ 小学校・中学校における特別支援教育コーディネーターを指名するのは市町村の教育委員会である。

- ① ア ○    イ ×    ウ ○    エ ×
- ② ア ○    イ ○    ウ ×    エ ○
- ③ ア ×    イ ×    ウ ○    エ ×
- ④ ア ×    イ ○    ウ ×    エ ○
- ⑤ ア ○    イ ○    ウ ×    エ ×

4

- 【5】 次の文は、「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省）における肢体不自由に関する記述である。  
（ア）～（ウ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

肢体不自由とは、（ア）に関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの（イ）が困難な状態をいう。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは（ウ）の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行う必要がある。

- |   |          |          |          |
|---|----------|----------|----------|
| ① | ア 運動・動作  | イ 日常生活動作 | ウ 補助的手段  |
| ② | ア 身体の動き  | イ 運動・動作  | ウ 補装具    |
| ③ | ア 運動・動作  | イ 身体の動き  | ウ 日常生活用具 |
| ④ | ア 身体の動き  | イ 日常生活動作 | ウ 補助的手段  |
| ⑤ | ア 日常生活動作 | イ 運動・動作  | ウ 補装具    |

【6】 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示 文部科学省）「第2章 各教科 第1節 小学部」の記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 個々の児童の学習状況や（ア）、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (2) 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、（イ）を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
- (3) 体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。
- (4) 児童の身体活動の制限や（ウ）、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が（エ）となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
- (6) 病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

- |   |         |         |         |        |
|---|---------|---------|---------|--------|
| ① | ア 健康状態  | イ 環境の把握 | ウ 認知の特性 | エ 負担過重 |
| ② | ア 健康状態  | イ 自己理解  | ウ 認知の特性 | エ ストレス |
| ③ | ア 健康状態  | イ 自己理解  | ウ 運動の特性 | エ 負担過重 |
| ④ | ア 病気の状態 | イ 環境の把握 | ウ 運動の特性 | エ ストレス |
| ⑤ | ア 病気の状態 | イ 自己理解  | ウ 認知の特性 | エ 負担過重 |

【7】 次の文は、知的障害や知的障害のある児童生徒の指導について述べられたものである。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① アメリカ精神医学会作成のDSM-5において、知的障害は、発達期に発症し、概念的、社会的、及び実用的な領域における知的機能と適応機能両方の欠陥を含む障害と示されている。
- ② アメリカ知的・発達障害協会（AAIDD）は、5つの次元（知的能力、適応行動、生活、参加、状況）のそれぞれが、支援を通して個人の人としての働きに影響するという多次元的な理論モデルを示している。
- ③ 日本の特別支援教育における知的障害の考え方は、アメリカ知的・発達障害協会（AAIDD）の第9版における定義の影響を受けている。
- ④ 知的能力に制約があることによって生じる困難や特性の一つに、習得した知識や技術が偏ったり、断片的になりやすく、習得した知識や技術が実際の生活には応用されにくいことがある。
- ⑤ 知的能力に制約があることによって生じる困難や特性の一つに、抽象的な指導内容よりは、実際の・具体的な内容が習得されやすいことがある。

7

【8】 次の記述に関してあてはまる人物を①～⑤から選び、番号で答えよ。

イギリスの児童精神科医であり、主な業績の1つは、自閉症の障害の3つ組（対人関係の障害・社会性の障害、コミュニケーションの障害、想像力の障害）がある時にその人の行動パターンには硬さ、狭さ、反復という自閉症の特徴がみられると提案し、第2には「自閉症スペクトラム」という概念を提唱した。

- ① カナー（Kanner, L.）
- ② ラター（Rutter, M.）
- ③ ショプラー（Schopler, E.）
- ④ アスペルガー（Asperger, H.）
- ⑤ ウィング（Wing, L.）

8

【9】 次の文は、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月告示 文部科学省）「第1章 総則 第6 特別に留意する事項」の一部を抜粋したものである。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの（ア）との関連を図り、（イ）や視覚的な情報などを十分に活用して（ウ）の習得と（エ）の形成を図る指導を進めること。

- |   |        |          |         |       |
|---|--------|----------|---------|-------|
| ① | ア 教育相談 | イ 保有する聴覚 | ウ 言葉    | エ 概念  |
| ② | ア 医療機関 | イ 保有する聴覚 | ウ リテラシー | エ 思考力 |
| ③ | ア 教育相談 | イ 具体物    | ウ 言葉    | エ 思考力 |
| ④ | ア 医療機関 | イ 具体物    | ウ 言葉    | エ 思考力 |
| ⑤ | ア 教育相談 | イ 具体物    | ウ リテラシー | エ 概念  |

9

【10】 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示 文部科学省）「第1章 総則」における「自立活動」に関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる適切な語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する（ア）を養うため、自立活動の（イ）はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の（イ）における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の（イ）及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の（ウ）や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、（エ）指導計画の下に行うよう配慮すること。

- |      |       |        |      |      |
|------|-------|--------|------|------|
| ① 能力 | ② 個別の | ③ 生きる力 | ④ 授業 | ⑤ 資質 |
| ⑥ 状態 | ⑦ 程度  | ⑧ 適切な  | ⑨ 時間 | ⑩ 種類 |

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
10	11	12	13



【11】 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（平成30年3月 文部科学省）自立活動編（幼稚園部・小学部・中学部）の「第7章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い」についての記述である。適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの担任教師が児童生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮し、指導上最も効果が上がるように作成すべきものである。
- ② 心理療法、感覚訓練、動作の訓練、運動療法、理学療法、作業療法、言語治療等の理論・方法は、いずれも自立活動の指導という観点から成り立っている。
- ③ 自立活動の六つの区分は、実際の指導を行う際の「指導内容のまとめり」を意味しており、「1健康の保持」、「2心理的な安定」、「3人間関係の形成」、「4環境の把握」、「5身体の動き」、「6コミュニケーション」のそれぞれの区分に従って指導計画が作成されることを意図している。
- ④ 実態把握において得られた情報は、実際の指導に生かされることが大切であるため、個別の指導計画を作成するために必要な範囲に限定する。
- ⑤ 自立活動では、それぞれの障害を主体的に改善・克服することを目標にしている。

14

【12】 次の文は、特別支援学校学習指導要領解説（平成30年3月 文部科学省）各教科等編（小学部・中学部）における知的障害である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の改訂の要点についての記述内容の一部である。（ア）～（オ）にあてはまる適切な語句を①～⑨から選び、番号で答えよ。

各教科等の改訂の要点は次の通りである。

- 各（ア）における育成を目指す資質・能力を明確にするため、（ア）ごとの（イ）を新設した。
- 各（ア）間の円滑な接続を図るため、各（ア）の（ウ）のつながりを整理し、（ア）間で系統性のある（ウ）を設定した。
- （エ）に対応した（ウ）の充実を図るため、例えば、国語科における日常生活に必要な国語のきまり、算数科、数学科における生活や学習への活用、社会科における社会参加や生活を支える制度、職業・家庭科における働くことの意義、家庭生活における消費と環境などを充実した。
- 小学部において、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて（オ）を設けることができるよう規定した。

- ① 道徳科
- ② 段階
- ③ 目標
- ④ 内容
- ⑤ 社会の変化
- ⑥ 知的機能の発達
- ⑦ 障害の重度化
- ⑧ 外国語活動
- ⑨ 自立活動
- ⑩ 学年

（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）	（オ）
15	16	17	18	19

【13】 次の文は、小学校学習指導要領解説（平成29年7月 文部科学省）総則編の「第3章 教育課程の編成及び実施」において、特別な配慮を必要とする児童への指導についての記述である。最も適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 個別の教育支援計画は、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促すために作成するものであるから、本人及び保護者の意向や将来の希望を踏まえる必要はない。
- ② 特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個別の教育支援計画を作成し、活用することに努めるとともに、各教科等の指導にあたって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。
- ③ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることが規定されている。
- ④ 障害のある児童の指導では、障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるので、特別支援教育において大切な視点は、児童一人一人の障害の状態を把握する必要がある。
- ⑤ 通級による指導においては、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の学習の遅れを取り戻すための指導を行うことができる。

20

【14】 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（平成30年3月 文部科学省）総則編（幼稚園・小学部・中学部）における教育課程の編成の原則について述べたものである。（ア）～（オ）にあてはまる適切な語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

- 教育基本法及び（ア）その他の法令ならびに（イ）の示すところに従うこと
- 児童生徒の（ウ）として調和のとれた（エ）を目指し、児童生徒の障害の状態や特性および心身の発達の段階等並びに（オ）や地域の実態を十分考慮すること

- ① 学習指導要領
- ② 学校教育法施行令
- ③ 成長
- ④ 個
- ⑤ 家庭
- ⑥ 学校
- ⑦ 育成
- ⑧ 学校教育法
- ⑨ 教育目標
- ⑩ 人間

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
21	22	23	24	25

【15】 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（平成30年3月 文部科学省）自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）の「第5章 自立活動の目標」についての記述である。（ア）～（オ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

自立活動の目標は、学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要とされる知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の（ア）を培うことによって、自立を目指すことを示したものである。ここでいう「自立」とは、児童生徒がそれぞれの（イ）や発達の段階等に応じて、主体的に（ウ）を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

そして、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、児童生徒の実態に応じ、日常生活や学習場面等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を（エ）しようとしたり、また、障害があることを（オ）したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることを明記したものである。

- |   |   |    |   |         |   |       |   |    |   |    |
|---|---|----|---|---------|---|-------|---|----|---|----|
| ① | ア | 経験 | イ | 障害による困難 | ウ | 自己の成長 | エ | 軽減 | オ | 理解 |
| ② | ア | 基盤 | イ | 障害の状態   | ウ | 自己の力  | エ | 軽減 | オ | 受容 |
| ③ | ア | 経験 | イ | 障害の状態   | ウ | 自己の成長 | エ | 改善 | オ | 理解 |
| ④ | ア | 基盤 | イ | 障害による困難 | ウ | 自己の力  | エ | 低減 | オ | 受容 |
| ⑤ | ア | 基盤 | イ | 障害の状態   | ウ | 自己の成長 | エ | 改善 | オ | 受容 |

【16】 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示 文部科学省）に示されている自立活動の内容の一部である。（ア）～（オ）にあてはまる適切な語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

〈心理的な安定〉

- (1) 情緒の安定に関すること。
- (2) （ア）の理解と変化への対応に関すること。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

〈身体の動き〉

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) （イ）に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な（ウ）に関すること。

〈コミュニケーション〉

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の（エ）と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション（オ）の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- ① 形成    ② 学校生活    ③ 他者    ④ 状況    ⑤ 理解  
⑥ 方法    ⑦ 遂行    ⑧ 活動    ⑨ 手段    ⑩ 日常生活

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
27	28	29	30	31

【17】 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（平成30年3月 文部科学省）自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）の「第7章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い 6 教師の協力体制」についての記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として全教師の協力の下に一人一人の幼児児童生徒について個別の指導計画を作成し、実際の指導に当たることが必要である。ここでいう専門的な知識や技能を有する教師とは、特別支援学校の教師の免許状や自立活動を担当する教師の免許状を所有する者をはじめとして、様々な現職研修や自己研修等によって専門性を高め、校内で自立活動の（ア）を果たしている教師を含めて広く捉えている。

自立活動の指導において中心となる教師は、学校における自立活動の指導の研修全体計画等の作成に際し、担任や専科の教師、養護教諭、栄養教諭等を含めた全教師の要としての役割を果たすことを意味している。

また、自立活動の指導は、幼児児童生徒の（イ）によっては、かなり専門的な知識や技能を必要としているので、いずれの学校においても、自立活動の指導の中心となる教師は、それにふさわしい（ウ）を身に付けておくことが必要である。

なお、複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を（エ）で活用できるようにする必要がある。例えば、肢体不自由教育に関する専門的な知識や技能を有する教師は、肢体不自由のある幼児児童生徒の自立活動の指導を担当するだけでなく、他の障害のある幼児児童生徒の身体の動きに関する指導計画の作成やその実践において、専門的な知識や技能を発揮することが求められる。

- |   |          |         |         |        |
|---|----------|---------|---------|--------|
| ① | ア 調整的な役割 | イ 発達の段階 | ウ 知識・技能 | エ 学校全体 |
| ② | ア 指導的役割  | イ 障害の状態 | ウ 専門性   | エ 学年全体 |
| ③ | ア 調整的な役割 | イ 発達の段階 | ウ 知識・技能 | エ 学年全体 |
| ④ | ア 指導的役割  | イ 障害の状態 | ウ 専門性   | エ 学校全体 |
| ⑤ | ア 調整的な役割 | イ 発達の段階 | ウ 専門性   | エ 学校全体 |

- 【18】 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（平成30年3月 文部科学省）自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）における、自立活動の6つの内容の区分の1つである「環境の把握」の項目「認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること」の具体的指導内容例と留意点に関する記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

視覚障害のある幼児児童生徒の場合、事物・事象の全体像を捉え、必要な（ア）を抽出して、的確な概念を形成することが難しい。そこで、幼児児童生徒が触覚や保有する（イ）などを用い、対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を（ウ）することで、的確な概念を形成できるようにするとともに、それらの概念を日常の学習や生活における認知や行動の手掛かりとして活用できるように指導することが大切である。例えば、校舎模型を使って諸室をていねいに確認する学習に取り組み、その位置関係をしっかりと理解することで、様々な教室間の移動を容易にすることや、駅の発車案内板の位置や表示の仕組みを十分に理解しておくことで、駅で（エ）を使っての読み取りが容易になり、見通しを持って行動できるようになるなどである。

- |   |   |    |   |     |   |    |   |     |
|---|---|----|---|-----|---|----|---|-----|
| ① | ア | 内容 | イ | 視覚  | ウ | 確認 | エ | 単眼鏡 |
| ② | ア | 内容 | イ | 固有覚 | ウ | 観察 | エ | 拡大鏡 |
| ③ | ア | 情報 | イ | 固有覚 | ウ | 確認 | エ | 拡大鏡 |
| ④ | ア | 内容 | イ | 視覚  | ウ | 観察 | エ | 拡大鏡 |
| ⑤ | ア | 情報 | イ | 視覚  | ウ | 観察 | エ | 単眼鏡 |

【19】 知的障害である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の教育課程について、次の問いに答えよ。

(1) 次の文は、「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）に示されている「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校」の各教科等に関わる記述の一部である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 知的機能の障害の状況は、同一学年であっても個人差が非常に大きいいため、学習指導要領において学年の目標及び内容をさらに3つの段階で示している。
- ② 知的機能の障害の状況は個人差が非常に大きいため、学習指導要領において、各教科等の目標や内容を、学年によらず3つの段階ごとに示している。
- ③ 指導の形態としては、教科別に指導を行う場合と、各教科等を合わせた指導を行う場合がある。
- ④ 教科学習においても、生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実質的な状況下で指導する。
- ⑤ 児童生徒の自信や主体的に取り組む意欲を育むために、できる限り児童生徒の成功体験を豊富にすることが大切である。

34

(2) 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説（平成30年3月 文部科学省）「第2章 各教科 第1 各教科の目標及び内容（生活）」についての説明である。適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 生活科は、第1学年から第6学年まで学ぶ教科である。
- ② 生活科は、小学校の低学年の「生活科」に準じて、知的障害のある児童に対する特別支援学校小学部の教科として導入されたものである。
- ③ 生活科は、具体的な活動や体験を通して学ぶ教科である。
- ④ 生活科は、生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質、能力を育成することを目指す教科である。
- ⑤ 学習指導要領には、生活科の各段階の目標と内容が示されている。

35

【20】 「交流及び共同学習ガイド」(平成31年3月 文部科学省)の記述である。次の問いに答えよ。

(1) 次の文は「第1章 交流及び共同学習の意義・目的」と「第2章 交流及び共同学習の展開」について述べたものである。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重しあう大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものである。
- ② 交流及び共同学習は、各教科以外の道徳科、総合的な学習の時間又は特別活動等の授業において行わなければならない。実施する学校において、教育課程上の位置付けやねらいなどを明確にし、適切な評価を行うことが必要である。
- ③ 教育課程に位置付けた各教科等の目標に照らして、子供たちに身に付いた資質・能力を評価するなど、教育課程に照らして適切な学習評価の在り方について関係者で打合せしておくことが重要である。
- ④ 交流及び共同学習での学習の様子については、指導要領の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記載することが望ましい。
- ⑤ 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組むこと。

36

(2) 障害のある子供に関わる際には、障害の状況や特性に応じてそれぞれ配慮が必要である。次の文は、それぞれの障害種別に配慮することの例を述べている。どの障害種別についての配慮事項であるか適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ア. 慣れない場所に行ったり、初めて体験するときには、最初に周囲の状況や活動内容を説明したり、一緒に歩きながら案内したりする。
- イ. 得意とする活動や普段の授業で学習していること、慣れている活動を行うようにして、自信をもって活躍できる場を多くする。
- ウ. 話すことが苦にならない楽しい雰囲気が必要であり、温かく、思いやりのある好ましい人間関係を保つことができるような環境づくりを心がける。
- エ. 騒がしい場所や蛍光灯の光、人との接触等を苦手とする場合もあることから、聴覚や視覚、触覚等の過敏さを踏まえて、環境を整備する。

- |   |         |         |         |            |
|---|---------|---------|---------|------------|
| ① | ア. 視覚障害 | イ. 知的障害 | ウ. 言語障害 | エ. 自閉症     |
| ② | ア. 視覚障害 | イ. 聴覚障害 | ウ. ADHD | エ. 病弱・身体虚弱 |
| ③ | ア. 自閉症  | イ. 知的障害 | ウ. ADHD | エ. 自閉症     |
| ④ | ア. 自閉症  | イ. 聴覚障害 | ウ. 言語障害 | エ. 病弱・身体虚弱 |
| ⑤ | ア. 視覚障害 | イ. 聴覚障害 | ウ. 言語障害 | エ. 自閉症     |

37



**【21】** 次の文は、「障害者の権利に関する条約」について述べたものである。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 障害者がその効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けることとされている。
- ② 障害者の権利に関する条約には、障害者がその特性を踏まえた教育を受ける権利が示されている。
- ③ 障害者の権利に関する条約では、障害のある子供が障害のない子供と別の場所で教育を受けることを禁じている。
- ④ 障害者の権利に関する条約は、障害のある子供に必要な合理的配慮の提供を求めている。
- ⑤ 障害者の権利に関する条約は、国際連合の総会において採択された条約である。

38

**【22】** 次の文は、教育支援資料（平成25年10月 文部科学省）「第3編 障害の状態等に応じた教育的対応Ⅷ 自閉症」についての記述である。適切でないものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

- ① 自閉症は、乳幼児期における健康診査（乳幼児検診）で指摘されることがある。
- ② 幼稚園等の就学前機関において、同年代の友達との関わりや小集団での生活において、生活上の困難さとそれへの対応の難しさが指摘される場合が多い。
- ③ 保護者が子供に障害があると分かった時の気持ちを出発点として、障害を理解する態度をもつようになるまでの過程において、保護者への心情理解が特に重要である。
- ④ 自閉症の子供が円滑に集団に適応していくことができるようにするために、早期より通常学級の集団での支援を中心にする。
- ⑤ 自閉症・情緒障害特別支援学級では人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めている。

39

